

## 令和8年度夏休み（8月のみ）放課後児童クラブ入室案内

### ■ 趣旨

夏休み（令和8年8月）に、保護者の就労などにより昼間留守になっている家庭の児童を対象に、家庭に代わる生活の場を確保し、放課後児童支援員が適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図ることを目的とするものです。

### ■ 申請対象者

令和8年8月に春日部市立小学校および春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。以降「学校」といいます。）に在籍する児童の保護者（AまたはB）が入室要件①～⑦に該当する場合

A 令和8年度4月以降の通年入室申請をした待機者で、8月のみ入室に変更する方

※既入室中の方の8月一時退室によって、在籍校の児童クラブに空きが生じても、本申請の変更はできません。また、9月以降の利用を希望する場合は、改めて申請が必要です。

B 令和8年度クラブ通年入室申請をしていない8月のみ入室を希望する方

### ■ 入室要件

①	就労などにより、昼間留守になっている家庭で、児童の保育ができない場合（日曜日を除き週3日以上）
②	疾病または障がいなどにより、児童の保育ができない場合
③	在宅の病人などの看護に当たるため、児童の保育ができない場合
④	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合
⑤	大学や専門学校などに通学し、①と同程度児童の保育ができない場合
⑥	出産または産じょくなどの理由により体調が整わない場合
⑦	その他市長が必要と認める場合

### ■ 夏休み（8月のみ入室）募集クラブ

ブロック	在籍している学校	入室可能な放課後児童クラブと受入れ定員
A	粕壁小、内牧小、豊春小、八木崎小、上沖小、立野小、宮川小	立野放課後児童クラブ（若干名）
B	武里小、豊野小、備後小、緑小、正善小、藤塚小、武里南小、武里西小	備後放課後児童クラブ（若干名） 正善放課後児童クラブ（若干名）
C	幸松小、牛島小、小淵小、南桜井小、川辺小、桜川小、中野小、江戸川小中	南桜井放課後児童クラブ（若干名） 川辺放課後児童クラブ（若干名）

（例）Aブロックに属する学校に在籍している場合は、立野放課後児童クラブにお申し込みいただけます。

## ■ 保育期間および保育時間

保 育 期 間	保 育 時 間
令和8年8月1日～8月29日 (日曜日・祝日を除く)	午前7時30分から午後7時まで

※お迎えは、勤務終了後速やかにお願いします。保育時間外のお預かりはできません。

## ■ 休 室 日

日曜日・祝日

※気象状況や災害などにより危険が予測される場合または感染症の流行などの場合は、臨時に休室することがあります。

## ■ 保育料・おやつ代

保 育 料	一人月額 9,000円	市に納入
おやつ代	一人月額 2,000円	指定管理者に納入

- ① 保育料には**減免制度**がありますが、**別途申請が必要**になります。
- ② おやつ代は実費負担となりますので、減免制度はありません。
- ③ 保育料・おやつ代は、利用日数にかかわらず月額全額負担となります。

### ◎納入方法

8月中旬に、保護者あてに納入通知書を郵送します。

※ おやつ代の納付方法等については、指定管理者にお問い合わせ下さい。

指定管理エリア	指定管理者名	電話番号
Aブロック	株式会社トライグループ	048-753-5080
Bブロック	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	048-738-8435
Cブロック	株式会社アンフィニ	048-793-4512

## ■ 入室手続き

### 1 入室申請に必要な書類（以降「申請書類」という。）入手場所

- ①市公式ホームページからダウンロード
- ②市役所3階こども育成課

※よくあるご質問等につきましては、右記の二次元コードを読み取り、ご確認ください。



放課後児童クラブの入室申請  
手続きと施設紹介

### 2 申請書類

#### ●Aの方（待機者で8月のみ入室に変更する）

- ①児童クラブ入室希望確認表
- ②放課後児童クラブ保育料減免申請書（保育料の減免を申請する場合のみ）

※通年入室申請時に「放課後児童クラブ保育料減免申請書」を提出した場合でも、再度提出が必要です。

③利用を必要とする理由を証明する書類（提出済みの各種証明書から、雇用期間満了、就労先変更等により8月の入室要件が確認できない場合のみ）

※以下の書類の他に、別途提出いただく場合があります

利用を必要とする理由	証明する書類
保護者および同居人（学生を除く、20歳以上）が就労している場合	就労証明書（証明日が申請書提出日から2か月以内のもの）※保育所就労証明書の写しでも可 ※自営業者の場合は上記の他に、開業届、スケジュール表や契約書など就労実態がわかるものの写し
就労している保護者および同居人の勤務時間や休日が不規則の場合	直近2か月分のシフト表・勤務表・タイムカードの写しなど、勤務実績のわかるもの
保護者および同居人が疾病などの場合	医師の診断書（保育ができない旨の記載があること）・障害者手帳の写し
在宅の病人などを看護している場合	看護対象者の障害者手帳の写し・介護保険証の写し・医師の診断書など
災害などの復旧に当たっている場合	り災証明書（全壊や半壊など）
就学している（する予定の）場合	在学証明書（合格通知書の写し）および時間割など
出産予定の場合	母子手帳の写し（母の氏名および出産予定日記載箇所）

●Bの方（新規申請者で8月のみ入室を希望する）

- ①放課後児童クラブ入室申請書 ②児童生活状況調査書 ③児童クラブ入室希望確認表  
④放課後児童クラブ保育料減免申請書（保育料の減免を申請する場合のみ）  
⑤利用を必要とする理由を証明する書類

※以下の書類の他に、別途提出いただく場合があります

利用を必要とする理由	証明する書類
保護者および同居人（学生を除く、20歳以上）が就労している場合	就労証明書（証明日が申請書提出日から2か月以内のもの）※保育所就労証明書の写しでも可 ※自営業者の場合は上記の他に、開業届、スケジュール表や契約書など就労実態がわかるものの写し
就労している保護者および同居人の勤務時間や休日が不規則の場合	直近2か月分のシフト表・勤務表・タイムカードの写しなど、勤務実績のわかるもの
保護者および同居人が疾病などの場合	医師の診断書（保育ができない旨の記載があること）・障害者手帳の写し
在宅の病人などを看護している場合	看護対象者の障害者手帳の写し・介護保険証の写し・医師の診断書など
災害などの復旧に当たっている場合	り災証明書（全壊や半壊など）
就学している（する予定の）場合	在学証明書（合格通知書の写し）および時間割など
出産予定の場合	母子手帳の写し（母の氏名および出産予定日記載箇所）

### 3 受付日時および受付場所

(年度途中の通年利用申請とは受付日時が異なりますのでご注意ください)

夏休み（8月のみ）入室希望者	受付日時および受付場所
日 時	令和8年6月1日（月）～12（金）（土・日を除く） 8：30～17：15
場 所	こども育成課
結果通知	7月21日頃

### 4 注意事項

- ① 通年利用と夏休み（8月のみ）申請は、重複して申請できません。
- ② 保育料の減免を受けるには、令和8年6月12日（金）までに提出してください。  
※詳細は減免申請の案内をご参照ください。
- ③ 郵送による申請は、令和8年6月12日（金）までの消印が有効となります。  
※封筒・郵送料はご負担ください。また、郵送事故による不着については対応できません。
- ④ 入室要件を満たしていない場合、申請書類に不備（申請時点で未就労のため、8月の勤務を確認する書類の提出ができないなど）がある場合は、受付できません。

### ■ 入室の決定

入室の決定は、児童の学年や提出された書類の各家庭の状況などから、保育の必要性を指数にて審査し、滞納の有無を確認した上で決定します。利用希望者が受入れ定員を超えた場合は入室できません。

- 1 放課後児童クラブの保育料やおやつ代および保育施設の保育料や給食費に滞納がある場合は、選考の対象とはなりませんので納付漏れにご注意ください。  
また、入室決定通知後であっても、申請内容に変更があった場合に必要な書類の提出がない、または入室要件を満たさない事情が発生した場合は入室を取り消すことがあります。
- 2 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている児童や、特別支援学級に在籍または在籍予定の児童および持病などがある児童は、集団生活における注意点などについて、保護者と本人を交えた面接を行いますので、必ず申告してください。
- 3 入室決定となるクラブは、申請者から提出された「児童クラブ入室希望確認表」により、市が調整を行います。入室定員に余裕があっても、決められた（希望した）クラブ以外を選択することはできません。
- 4 雇用開始日が月の途中の場合は、実際の勤務開始日が入室日となります。慣らし保育期間はありません。

### ■ 児童の送迎等

事故や犯罪に遭わないために、入室決定となったクラブまで、保護者（祖父母、高校生以上のきょうだい、友人、ファミリーサポートセンター提供会員でも可）による送迎が必要です。帰宅または習い事などで当日、退室した場合は再登室はできません。

■ その他

本申請は入室期間が限定しているため、退室届の提出は必要ありません。

入室前までに、令和8年度放課後児童クラブ案内を必ずご確認ください。



令和8年度放課後児童クラブ

案内はこちら

■ 問い合わせ

春日部市こども未来部こども育成課 放課後児童クラブ担当

048-739-6836 (直通)

■ クラブ一覧 (放課後児童クラブの電話番号および定員等)

ブロック	クラブ名	施設区分	電話番号	定員
A	立野放課後児童クラブ1・2	○	738-4921	若干名
	立野放課後児童クラブ3	○	761-3388	
B	備後放課後児童クラブ	○	738-4916	若干名
	正善放課後児童クラブ1・2	◎	738-4920	
C	南桜井放課後児童クラブ1	●	718-0700	若干名
	南桜井放課後児童クラブ2	◎	746-5112	
	川辺放課後児童クラブ1・2	◎	746-0212	
	川辺放課後児童クラブ3	○	746-5000	

■ 放課後児童クラブ入室選考指数表

学年基準		調整基準	
児童	指数	細目	指数
1年	20	保護者の就労日数・就労時間（日曜日を除き週4日以上1日5時間以上）	+4
2年	18		
3年	14	保護者の就労日数・就労時間（日曜日を除き週4日以上1日4時間以上）	+3
4年	10		
5年	8	保護者の就労日数・就労時間（日曜日を除き週4日以上1日4時間未満）	+2
6年	6		
		保護者の就労日数・就労時間（日曜日を除き週3日以上1日4時間以上）	+1
		保護者のひとりの通勤時間が片道1時間以上である	+1
		保護者のひとりが単身・海外赴任、長期入院などにより不在である	+3
		ひとり親家庭である	+3
		入室対象児童が障害者手帳を有している、特別支援学級に在籍または在籍予定、もしくは障がいを持っていることの医師の診断を受けている	+15
		保護者のほか、健康で就労していない60歳以上の祖父母および同居人がいる	-1
		保護者のほか、健康で就労していない60歳未満の祖父母および同居人がいる	-3
		保育料などに滞納し、納付の意思が確認できない	入室保留

※ 施設区分 ○学校敷地内専用施設、◎教室施設、●学校隣接地専用施設